

上野地区三機関公共工事の入札及び契約の適正化に関する協定書

国立大学法人東京芸術大学、独立行政法人国立科学博物館及び独立行政法人国立文化財機構（以下「三機関」という。）は、連携・協力して各機関における公共工事の入札及び契約の適正化を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、各機関において発注した建設工事及び設計・コンサルティング業務について、入札及び契約の過程並びに契約内容の透明性を確保することを目的とする。

（連携事項）

第2条 三機関は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成26年9月30日閣議決定）に基づき、公共工事入札監視委員会を共同で設置する。

2 公共工事入札監視委員会の設置及び運営等に関する事項は別に定める。

（協定期間）

第3条 本協定の有効期間は、平成30年4月1日から平成34年3月31日までとし、期間満了の二月前までに各機関から見直し又は解消の申出がない時は、本協定書の有効期間は一年間自動更新されるものとし、以後も同様とする。

（その他）

第4条 第2条に定める連携事項の円滑な実施のため、各機関の施設担当課長で構成する連絡会議を設ける。

2 本協定に定めのない事項については、前項に定める連絡会議において協議するものとする。

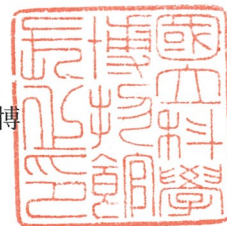
この協定の締結を証するために、本協定書を3通作成し、記名、押印の上各1通を各機関が所持するものとする。

平成30年3月30日

東京都台東区上野公園12-8
国立大学法人東京芸術大学
学長 澤 和 樹



東京都台東区上野公園7-20
独立行政法人国立科学博物館
館長 林 良 博



東京都台東区上野公園13-9
独立行政法人国立文化財機構
理事長 松 村 恵 司

